

新収史料 板倉重宗の牢人切手

林 晃 弘

はじめに

二〇一六年度、本所では京都所司代板倉重宗の黒印状二点を購入した。そのうちの一点（請求記号〇四七一―二九）は、牢人切手という史料である。⁽¹⁾明確なものは類例がごくわずかであり、文書様式もやや変わったものであることから、ここで紹介したい。

一 朝尾直弘氏の研究から

まず、京都の牢人統制の展開と牢人切手について、現在の到達点である朝尾直弘氏の論文「近世京都の牢人」により簡単に整理する。⁽²⁾

京都の牢人統制は、京中に居住する武士の町役負担の忌避や非分狼藉への対処を課題に取り組まれる。戦国期の三好長慶段階に萌芽があり、秀吉の京都支配においては改めと管理がなされていたことが推定されている。

徳川政権下では、慶長八（一六〇三）年一月二日付の「毎月可触掟之事」のうちに「一、洛中洛外二借屋之事、商人・諸職人・百姓共二請人次第届借可申候、但奉公人ハ伊賀守切手次第第二可借候、付家中之者可為同前事」（『京都町触集成』別巻二―二六六、傍線筆者）とある。ここでは上層の武士を指すとみられる「奉公人」と、家中に包摂される武

士が借屋する場合には、所司代発行の切手による承認が義務づけられる。牢人も対象に含まれていると考えられている。

その後、大御所・將軍の上洛を契機に、牢人統制に関する政策が展開する。元和五（一六一九）年七月には個別町に対して、「京中武士之奉公人」を「町人ニ成候共、又奉公望ニ而引籠居候共」改め、届出るよう命じる（同別巻二―二九九）。それに対する町からの請書（同別巻二―三〇〇）では「御奉行様之無御手形ニ、武士奉公人衆・同穿人ニ一夜之宿をも借申間敷候」と誓約し、「今度穿人御改書物指上申候」とある。

従来大きな画期とされているのが、元和九年九月二三日付の二つの触（同別巻二―三三三・三三四）で、牢人に濫りに宿を貸すことに嚴罰を課し、①「重而奉公可仕と存牢人」、②「出家同前ニ罷成、寺ニ居住仕、出家之不致学問牢人」、③「従主人合力を取、京都ニ居住之牢人」は追放とする。一方で、④「公儀御存之牢人」と⑤「年久商いたし、妻子を持、在付候牢人」は京住を認め、所司代から切手を発行するとしている。公儀から把握されていることが条件となっている。

朝尾氏は、寛永二（一六三四）年を一つの転換期とみる。同年閏七月二日付の法令（同別巻二―三三五）は、「京都へ出入仕牢人之人数」の把握を目的に、出入の際の届出を町に指示したものである。再仕の希望をもつ牢人の追放は停止され、管理・掌握へと向かう段階のものと言

備される。また、牢人切手の制度もこの段階に変化し、町から所司代への請合証文・親類書提出に移行すると想定されている。

その後、寛文八（一六六八）年七月の東西町奉行設置を画期に、牢人の取り扱いは大きく変化する。一七世紀後半以降の帯刀人改めは、それまでの牢人統制とは目的も、対象の階層も異なるものとなっていく。ここでの変化は身分的実態の問題と関わって、朝尾氏の研究において重要な論点であるが、本稿では省略する。

さて、牢人切手については、「近世京都の牢人」が『朝尾直弘著作集』七に再録された際に、補遺として次のものが写真付きで紹介されている。

〔史料1〕「古文書集」（京都大学総合博物館所蔵）七七五号

（板倉重宗割印）

当町酒屋二郎左衛門家ニ加藤平入当座借屋之儀不苦、但於宿相替者、

此手形可為反古者也、

寛永十年

（板倉重宗）

九月十九日 周防（黒印）

本国寺西門前

上之町

年寄

町代

加藤平入という牢人が本国寺西門前上之町の酒屋二郎左衛門家に当座借屋することに伴い発給されたものである。加藤平入は、朝尾氏の紹介する寛永二〇年の「牢人御改帳留」³という史料に登場する加藤忠広の旧臣柏原平入（加藤平左衛門）である。⁴そこには平入分の切手が存在する旨の記載もある。ただし、寛永二〇年時点で平入は没しており、書き上げられているのは子の清左衛門である。

〔史料1〕については藤井讓治氏も言及している。⁵そこでは端に横倒し

に押され、途切れている印は割印であることが指摘されている。

現状、この牢人切手は切紙である。朝尾氏は、牢人切手を含む宿切手は、「京都町奉行所書札覚書」（『京都町触集成』別巻一所収）では折紙とされていることを指摘しつつ、「実物は簡便で実用性を重んじたと思われる」と述べている。この点については後で検討する。

二 新収の牢人切手

新収の牢人切手は寛永一三年のものである。折紙で、縦三五・四cm、横五二・〇cm、端に板倉重宗の黒印が割印される。釈文は左記の通りである。

〔新収史料〕「板倉重宗黒印状（牢人切手）」

（板倉重宗割印）

当町後藤縫殿老後家家二一貞弟四郎右衛門尉当座借屋之義、江戸分依理不苦、但於宿替候者、此手形可為反古者也、

寛永十三

（板倉重宗）

子八月十三日 周防（黒印）

油小路通

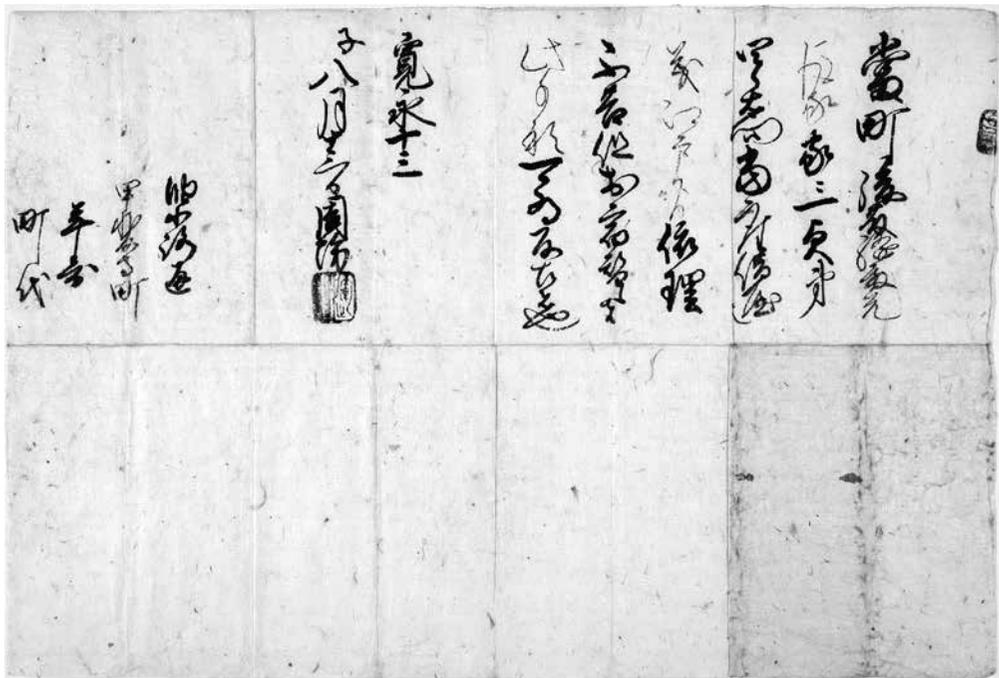
甲斐守町

年寄

町代

四郎右衛門尉という武士が、油小路通甲斐守町にある呉服司後藤縫殿の後家の家を借屋することに伴い発給されたものである。四郎右衛門尉は先述の「牢人御改帳留」に登場することから、本史料が牢人切手の一つであることが判明する。書き上げられた五七名の牢人のうち、三番目がこの人物で、その記載は次のとおりである。⁵

〔史料2〕「牢人御改帳留」（前後略）



新収史料 板倉重宗黒印状 (牢人切手)

一、油ノ小路甲斐守町

近藤四郎右衛門

(徳川忠長)
駿河大納言様へ奉公仕候へ共、

右者八年以前より当町二居被申候、入道仕道務と申候、但御切手御座候、

すなわち、名字は近藤といい、徳川忠長の旧臣で、八年以前から油小路甲斐守町に居住しており、このころには入道して道務と名乗っているという。最後に「御切手御座候」とあるのが新収史料のことであり、居住開始年と場所も合致する。

近藤四郎右衛門尉は徳川忠長の旧臣であることから、寛永九年の改易に伴い牢人した可能性がある。忠長旧臣は召預け、ないしは蟄居を命じられるが、数年内に赦免されるものが多く、寛永一二年一月一三日には一〇四名に本知行が与えられている⁽⁶⁾。四郎右衛門尉も同様に赦され、そのなかで京住を選択したのかもしれない。しかし、毛利家文庫「諸大名衆へ駿河衆御預之覚」や、国立公文書館所蔵「駿河忠長卿附属諸士姓名」⁽⁸⁾にはみえず、牢人の契機は明確ではない。

「牢人御改帳留」は、朝尾氏の言うように上層の名のある旧家臣を書き上げるものであり、近藤四郎右衛門尉もそれなりの階層に属していたとみられる。しかし、金森宗和や奥山宗巴・柏原道喜のように、京都の牢人がしばしば登場する『隔莫記』や『細川家史料』などには現れず、その人物像はよくわからない。兄の一貞についても未詳である。そのため、新収史料の「江戸分依理」の「江戸」は、同地にいる縁者なのか、それとも公儀権力などを想定することができるのかは保留としたい。

新収史料は、文面や端に割印を押す点で〔史料1〕と共通するが、折紙である点が異なる。武士が寄宿や煩養生のため京都に滞留する際に出された板倉重宗の切手は、後掲の〔史料5〕のように同様のものであるが、管見にふれたすべてが折紙である。個別町にて保管されるはずのも

のであり、朝尾氏の実用性との説明は首肯しがたい。

実は、朝尾氏の記載する〔史料1〕の法量は誤りで、正しくは縦一七・二cm、横三一・二cmである。⁽¹¹⁾縦は新収史料を半截した程度の大きさである。さらに、端より二二・五cmの、差出と充所の間で貼り継がれている。継目の印などはなく、この点は証文として不自然である。

以上のことから加藤平入分も元は折紙で、半截し、差出と充所の間や奥を詰めている可能性が考えられる。⁽¹²⁾仮にそうであるならば、新収史料は本来の形状をとどめるものとしても貴重である。

付、武士の京都滞在に伴う切手の様式

武士の京都滞中に伴い発行された所司代の切手を集めたところ、板倉勝重段階と板倉重宗段階で様式がやや変化していることに気がついた。そのことについて最後に触れたい。

まず、板倉勝重段階のものとして、第一に次のものを掲げる。

〔史料3〕「福長町文書」(京都府立京都学・歴史館所蔵) 五一六号

以上

当町ニ井出藤九居住之事、同町弥左衛門・押小路通橘町永甫・如球
両参人依理、不苦者也、

う

霜月十一日 伊賀(黒印)

富小路通福長町

年寄

町代

年次は、文化二五(一八一八)年の覚書では慶長八年とされているが、同年一二月二日付の触書以前であることから元和元年のものかもしれない。井出藤九の詳細は不明であるが、武士身分のものであろう。「居住」

とあるのは一時的な滞在のための借屋とは異なるか。折紙で、端には「以上」と記す。

〔岡本春暉旧蔵資料〕(京都府立京都学・歴史館所蔵) 三一二号の板倉勝重印判状写も、文面は同様。写ではあるが、注記から原本は折紙であったことがわかる。「上下京町々古書明細記」所収の二点も文面は似通っている(『京都町触集成』別巻二―二六八・二七三)。

勝重段階の第二として、大坂夏の陣後の次の印判状写がある。⁽¹³⁾

〔史料4〕「徴古雜抄」(『大日本史料』一二編―一二二、元和元年八月二四日条)

以上

大坂古参奉公人青木千松、京町中何方成共借屋不苦者也、

^(元和元年)
卯九月六日 板伊賀(印)

大坂古参奉公人の青木千松の京中での借屋を、場所を特定せずに認めている。したがって、居所となる個別町に対して与えられた他の切手とは性格が異なる。寛永二〇年の「牢人御改帳留」をみると、二八年前から在京している大坂牢人の埴原次郎右衛門・桑山十兵衛も切手を所持しているというが、同じような様式であった可能性もある。

つづいて、元和五年に所司代となる板倉重宗のものをみてみよう。

〔史料5〕「佐伯理一郎氏所蔵文書」(本所架蔵影写本)

(板倉重宗割印)

当町妙善所ニ谷出羽守殿御在洛中当座御借屋、依理不苦、但於御下

者、此手形可為反古者也、

申

二月五日 ^(板倉重宗)
板周防(黒印)

柳之馬場通

五条永原町

谷出羽守は衛友で、丹波山家にて一万六〇〇石を領した。(史料5)は永原町の妙善のもとへの借屋に伴うものである。妙善の屋敷は別の史料には「谷出羽殿の御兄弟後室様の御あんしつ」とある。⁽¹⁴⁾衛友は寛永四年に没することから、申年は元和六年に当たる。したがって重宗の所司代就任後すぐのものとなる。折紙で、この段階で既に割印を用いている。重宗段階のものでは、他に五点の武士の借屋に関する切手を確認しているが、いずれも基本的な様式・文面は同様で、折紙で、割印を押す。⁽¹⁵⁾牢人切手には帰属する大名家や、「御下」・「帰国」等の文言は当然みられないが、これらの点を除けばほぼ同じである。

以上の勝重段階と重宗段階の切手は、次の二点で変化がみられる。

第一に、重宗段階には末尾に宿替・帰国時には「反古」とするとの文言が加えられる。京中に滞在する武士の管理の厳格化を志向するものと評価できる。

第二に、割印の使用である。勝重段階は端に「以上」と記すのに対して、重宗は所司代就任直後より割印を用いている。勝重段階の実態は未解明の点が多いため、なお検討を要するが、割印の使用は、少なくとも重宗段階には所司代側でなんらかの帳を作成し、京都に滞在する武士・牢人を恒常的に把握・管理しようとしていたことを示しているのではないか。

なお、ここでとりあげた切手は、年号を記すものと、干支のみのものがある(「年」の文字を書くか否かも揺れがある)。一方、重宗段階の牢人切手は二例とも年号を記すものである。確定にはさらに事例を集める必要があるが、長期の滞在となる可能性が高い牢人に対しては、年号を明記した切手を発行したのであろう。

(1) もう一点の黒印状(請求記号〇四七一―二八)は河内国吉田村庄屋・肝煎宛。もと越後村上の大名で、家中騒擾のち元和四年から丹波篠山に預けられていた村上忠勝の死去に伴い、貸付金のこと請人となっていた河内国吉田村(現、東大阪市)の次兵衛ら三名の出頭を命じたもの。吉田村は慶長一九年六月に豊臣秀頼が片桐貞隆に増加した村の一つで、「河内国正保郷帳写」では片桐貞昌の領知となっている(『日本歴史地名大系』)。村上忠勝は元和九年九月に没することから、本黒印状は翌二〇(寛永元)年か、数年内に発給されたものと考えられる。釈文は左記の通り。

以上

急度申遣候、村上周防守死去被申二付、八兵衛周防金かし置候二付、

其村次兵衛・大郎兵衛・清右衛門と申者、右之金借し候時分之請人之由二候間、早々京都へ罷上候様可申渡候、銀子闕所二成候間、松平山城守殿内衆集被置候条、無油断罷上候様、右三人へ可申聞候、為其申越候也、

二月廿三日 板倉周防(黒印)

河内国吉田村

庄屋

肝煎

かたへ

(2) 朝尾直弘「近世京都の牢人」(『京都市歴史資料館紀要』一〇、一九九二年、のち「朝尾直弘著作集」七、岩波書店、二〇〇四年)。近年の成果に、東谷智「近世前期の京都における武士」(宇佐美英機・数田貫編『江戸の人と身分1 都市の身分願望』吉川弘文館、二〇一〇年)。

(3) 京都府立京都学・歴史館所蔵「古久保家文書」。同館ホームページ「京の記憶アーカイブ」の公開画像による。

(4) 八代市立博物館未来の森ミュージアム『八代城主・加藤正方の遺産』二〇一二年、出品番号二六解説。

(5) 藤井讓治「十七世紀京都の武士」(『平安京—京都の都市図・都市構造

に関する比較統合研究とデジタルデータベースの構築』科研報告書、

二〇〇五年、のち、藤井『近世史小論集』思文閣出版、二〇一二年)。

(6) 『江戸幕府日記(姫路酒井家本)』四、寛永十二年二月一三日条。

(7) 山口県文書館毛利家文庫、三他家三五。本所架蔵写真帳による。

(8) 『静岡県史』資料編九近世一(静岡県、一九九二年)、四四号。

(9) 谷晃『金森宗和 異風の武家茶人』宮帯出版社、二〇一三年。

(10) 奥山・柏原については『大日本近世史料 細川家史料』二四・二六の
人名一覧を参照。

(11) 二〇一七年八月二五日に京都大学総合博物館にて原本調査を行った。
その際には文学部古文書室の谷徹也氏にお世話になった。

(12) 板倉重宗の切手には、端から詰めて書いていき、差出・充所の間が大
きく空くものがある。後掲の(史料五)など。

(13) 同様のものに、卯(元和元年)八月二六日付で、「大坂古参之衆」の今
枝勘右衛門・津田平左の居所自由を認める板倉勝重黒印状写がある(『蠹
簡集残編』一、本所架蔵贍写本)。いずれも堀智博氏のご指示による。

(14) 慶長一七年一月一〇日付松下そう内請状(佐伯理一郎氏所蔵文書)。
寛永六年六月八日付市左衛門請状によれば、この家屋敷はのちに谷衛友
から息女御松へ売券・添状とともに譲り渡されている(同前)。のち大和
小泉片桐家の京都屋敷となる。寛永後期のものとされる「洛中絵図」(京
都大学附属図書館所蔵中井家絵図・書類)には同町西側に「谷出羽守」
とある。

(15) 影写本では、黒印の印面の左半分にも印文が読める。なお、板倉重宗
の割印は先触状「池坊文書」(華道家元池坊総務所所蔵、本所架蔵写真帳)
三三七号)や女手形(新居関所史料館「館蔵図録Ⅰ 関所手形」
一九九七年)にもみられる。

(16) 写真で確認したものは以下の五点。「池坊文書」(華道家元池坊総務所
所蔵、本所架蔵写真帳)三三六号。東京古典会『古典籍展観大入札会目録』
二〇〇六年、出品番号一〇七六号(山口和夫氏のご指示による)。「福長
町文書」(京都府立京都学・歴史館所蔵)四二九一―一〇号(二点)。「燈心文

庫文書」(京都市歴史資料館所蔵、本所架蔵写真帳)一五二号。